

# 東日本大震災により被災した新卒者等への緊急対応を進めています！

ハローワークは、新卒者支援に全力で取り組みます。

## ～ 被災新卒者内定取消し防止作戦の実施 ～

### ○ 厚生労働大臣・文部科学大臣からの要請を実施しました。

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、主要経済団体等（258団体）、求人情報事業所団体に以下のとおり要請を行いました。

#### ○主要経済団体、業界団体への要請

- ・ 採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること
- ・ 被災地の新入社員の入社時期等について、個別の事情を十分に勘案し、柔軟な対応を行うこと
- ・ 大学生等の採用選考活動に当たっては、被災した大学生等からのエントリーシートの提出の締切等について柔軟に対応すること
- ・ 被災地の学生・生徒等を積極的に採用すること

#### ○求人情報事業所団体への要請

- ・ 被災地の学生の就職のために全面的な協力を求めること  
（東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むなど）

さらに、厚生労働大臣より、4月11日に（社）日本経済団体連合会及び全国中小企業団体中央会、4月15日に日本商工会議所に対して、被災した未就職卒業者の積極的な採用、雇用調整助成金を活用した新入社員の雇用維持等を要請しました。

### ○ 新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置（3月28日）

3月28日、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施しています。

#### 【対象者】

- ・ 震災により採用内定取消しを受けた学生・生徒、既卒者の方
- ・ 震災の影響により採用内定先への就職が困難となった新卒者の方など

#### 【相談内容】

- ・ 学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案の確認
- ・ 採用内定取消しが疑われる場合の事業所管轄ハローワークへの連絡
- ・ 事業所管轄ハローワークと連携した事業主への指導等
- ・ ジョブサポーターによる一貫した就職支援（全国ネットワークを活かし、希望に応じ全国の求人を紹介）

また、全国のハローワークでも震災特別相談窓口を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施しています。

（別添3）

## ～ 奨励金の拡充・マッチングの強化等 ～

### ○ 3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を拡充します。

ハローワークの紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を行います。【4月6日施行】

【実績】 3,126 人分の求人が提出、39人が雇用開始 (平成23年4月6日～4月17日)

#### ① 3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後の正規雇用での雇入れに対する奨励金額を50万円から60万円に拡充。

【支給額等】 有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円→被災地の3年以内既卒者は60万円

#### ② 新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、100万円（1事業所1人限り）を120万円（1事業所10人限り）に拡充・緩和。

【支給額等】

正規雇用から6か月経過後に100万円・1事業所1人限り → 被災地の3年以内既卒者は120万円・1事業所10人限り

### ○ 被災した学生を受け入れる求人の確保・ジョブサポーターによるマンツーマン支援や広域職業紹介を実施します。（一部23年度一次補正予算により要求中）

拡充した奨励金を活用し、ハローワークの全国ネットワークを活かした求人の確保に取り組みます。ジョブサポーターによる被災学生のための求人開拓を実施するとともに、高校・大学等と連携し、高校・大学等や避難所等への出張相談を行います。また、被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員します（23年度補正予算により要求中）

【配置人数】 2,003人（23年度当初） → 2,103人（23年度補正後（予定））



### ○ 臨床心理士による心理的サポートを強化します。（23年度一次補正予算により要求中）

東北地方の新卒応援ハローワークにおいて、臨床心理士による心理的サポートの実施体制を強化します。

## ○ 東京都内等で「被災学生支援就職面接会」を開催します。（23年度一次補正予算により要求中）

都内の事業所等で被災学生を配慮する事業主による「被災学生等支援就職面接会」を開催します。事業主には被災学生への特別な配慮（寮への即入居、入社一時金の支給等）を求めると共に、被災学生に交通費や宿泊費負担が生じない形で開催します。

## ○ 労働大学校宿泊施設の提供などにより、被災新卒者の就職活動を支援します。

厚生労働省及び文部科学省の連携により、関係機関の協力を得て、就職先が未定の被災学生等に、就職活動用の宿泊施設を無償提供します。

### 【対象施設】

（独）労働政策研究・研修機構労働大学校の宿泊施設の一部（埼玉県朝霞市）

（独）国立青少年教育振興機構の宿泊施設「国立オリンピック記念青少年総合センター」（東京都渋谷区）

## ～ 重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用 ～

## ○ 重点分野雇用創造事業等を活用、自治体による雇用を進めます。

重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用します。

### 【取組事例：北海道】

未就職卒業者や採用内定取消しとなった者を対象に、70名を道の臨時職員として採用予定。4月13日より募集開始。4名が採用決定。